

新型コロナ又は物価高騰の影響により売上高又は利益率が減少した事業者の皆様を対象に、ビヨンドコロナを見据えた成長・発展を図るため、生産コストの削減、DX、カーボンニュートラル等の意欲的な取組みを幅広く支援します。また、生産性の向上による賃上げに向けた取組みを実施された場合は補助率の引上げにより、支援を一層強化します。

## 第3次募集のポイント

### <追加変更点 (2/17) >

- 生産性の向上による賃上げに向けた取組みを実施する場合は補助率を中小・組合 3 / 4、小規模 4 / 5 まで引き上げ
- 補助対象期間を令和5年12月22日まで延長

### <募集枠の追加>

- ・省エネ・コスト削減枠を生産性向上枠に変更
- ・特別枠に「カーボンニュートラル」を新設し、二酸化炭素排出量の削減を図る取組みを支援

### <売上高・利益率減少要件の比較対象期間の拡大>

直近の物価高騰や円安進行の影響も考慮

- 旧：コロナ以前（令和元年度）
- 新：令和元年度～3年度の任意の年度

### <計画策定を支援>

(特別枠③DX、④カーボンニュートラルに限る)

- ・計画策定事業単体での申請が可能
- ・計画策定事業単体での申請の場合は補助下限なし（補助額上限 50 万円）
- ・計画策定と策定した計画に基づく事業実施を分けて2回申請することが可能
- ・国補助金や他の県補助金への活用も可能
- ・申請事業が不採択でも、原則、計画策定に係る費用分は補助

### <優先採択の実施>

以下の場合に、申請内容を踏まえた上で、優先的な採択の参考にします

- ① これまでに実施した中小企業向け県補助金で1度も採択されたことがない場合
- ② R4. 10. 1以降に事業場内最低賃金の10円以上の賃上げを実施し、地域別最低賃金を10円以上上回っている場合
- ③ 県内事業者への発注を計画している場合
- ④ 売上高の減少率が10%以上である場合

## 補助対象事業・補助率・補助額

※労働生産性向上・賃上げ要件を満たした場合に補助率を中小・組合3/4、小規模4/5まで引き上げ

事業区分	事業内容(例)	補助率・補助額
<b>New</b> <b>生産性向上枠</b>	燃料・電力の消費抑制又は原材料費の削減を図る事業で生産コスト低減が見込まれるもの (高効率装置への更新による不良率の低下・消費電力削減 運送事業におけるハイブリッドカーや電気自動車への更新 原材料の変更に伴う製造設備の改修 業務オペレーションの見直しや改善による業務効率化)	(補助率) 中小・組合 2/3 小規模 3/4 (補助額) 上限 300万円 下限 10万円
特別枠	①企業間連携「ワンチームとやま」	複数企業が連携した新ビジネス創出や生産性向上事業 (補助率) 中小・組合 3/4 小規模 4/5 (補助額) 上限 200万円 下限 50万円
	②業態転換・事業承継	業態転換による新市場開拓や事業承継による新事業立上げ (補助率) 中小・組合 3/4 小規模 4/5 (補助額) 上限 200万円 下限 50万円
	③DX	ビジネスモデルの変革や業務プロセスの最適化を図る事業で、事業完了後1年以内に、労働生産性が3%以上向上が見込まれるもの (補助率) 中小・組合 3/4 小規模 4/5 (補助額) 上限 200万円 下限 50万円
	<b>New</b> <b>④カーボンニュートラル</b>	二酸化炭素の排出量削減を図る取組みで、事業完了後1年以内に、生産に係る二酸化炭素排出量を減少(生産額/二酸化炭素排出量の比率を3%程度向上)することが見込まれるもの (生産設備のエネルギー源の転換(化石燃料→電力等) グリーン電力への転換に伴う設備更新 二酸化炭素排出量の見える化に関する取組み)

## 1 補助対象者

新型コロナ又は物価高騰の影響を受け、**売上高が減少又は利益率が減少(Δ5%以上)**した、**県内に主たる事業所を置く(本社登記が県内)**、以下の事業者

① 中小企業者、小規模企業者 ② NPO 法人、医療法人 ③ 組合

※個人事業主、フリーランスも利用可。みなし大企業、暴力団関係者、性風俗営業等事業者を除く

## 2 申請可能枠

### 第1～2次募集での採択状況ごとの第3次募集申請可能枠

採択区分		第3次募集		
		特別枠 ① 企業間連携 「ワンチームとやま」 ② 業態転換・事業承継 ③ DX	特別枠 ④ カーボン ニュートラル	生産性向上枠
第1次 及び 第2次 募集	採択実績なし	○	○	○
	通常枠のみ	×	○	○
	特別枠のみ	×	○	○
	省エネ・コスト削減枠のみ	○	○	×
	通常枠と 省エネ・コスト削減枠	×	○	×
	特別枠と 省エネ・コスト削減枠	×	○	×

## 3 募集期間等

※補助対象期間を延長

区分	募集期間	補助対象期間	実績報告〆切
第3次募集	令和5年2月20日～ 令和5年3月20日 ただし、特別枠③④は ～令和5年4月21日	令和4年12月5日 ～ 令和5年12月22日	令和5年12月22日

※内容審査のうえ先着順(予算額に達した時点で受付を終了)

※ 本補助金では、事業着手日を見積書の日付で判断します。**補助対象期間より前に見積書を徴収したり、支出した経費は補助の対象外です。**

※ **補助対象期間中に、採択された事業に係る支出や導入する設備の設置等を完了し、実績報告書を提出する必要があります。**

## 4 申請方法・申請先

オンライン申請・郵送 詳細はホームページで **TONIO 富山県**

検索

〒930-0004 富山県富山市桜橋通り3-1 富山電気ビルディング

富山県中小企業ビヨンドコロナ補助金事務局 Tel. 076-444-5476 Fax. 076-444-5487